

軽自動車にかかる税率の特例が導入されます

経年車重課・グリーン化特例
三輪以上の軽自動車については、グリーン化を進める観点から、次の特例が適用されます。

経年車重課

最初の新規登録を行った年※から起算して13年を経過した月の翌年度から、税率の特例（経年車重課）の対象となります（改正税率のおおむね20%増）。

※新規登録を行った年月とは、初めて車両番号の指定を受けた年月で、自動車検査証に記載されている初度検査年月のことです。

経年車重課による税額表

軽自動車 車種区分		税額（円）			
		H27.3.31 以前の 新規登録車	H27.4.1 以後の 新規登録車	最初の新規登録 から13年経過 (経年車重課)	
三輪		3,100	3,900	4,600	
四輪	乗用	営業用	5,500	6,900	8,200
		自家用	7,200	10,800	12,900
	貨物	営業用	3,000	3,800	4,500
		自家用	4,000	5,000	6,000

※動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車及び被けん引車は重課の対象外

グリーン化特例

適用期間中（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に新規登録を行った車両のうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについては、平成28年度の税率を軽減するグリーン化特例の対象となります（税額がおおむね25〜75%軽減されます）。

グリーン化特例適用後の税額表

車種			税額（円）			
			基準税額	(ア)	(イ)	(ウ)
三輪			3,900	1,000	2,000	3,000
四輪	乗用	営業用	6,900	1,800	3,500	5,200
		自家用	10,800	2,700	5,400	8,100
	貨物	営業用	3,800	1,000	1,900	2,900
		自家用	5,000	1,300	2,500	3,800

(ア) 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）
 (イ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
 貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
 (ウ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準達成車
 貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+15%達成車
 ※(イ)、(ウ)については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。
 ※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。



平成28年度「町民交通傷害保険」の受け付けを開始します

町民交通傷害保険は、加入しやすい掛け金でご家族の方が一の交通事故に備えることができます。申し込みは、随時受け付けていますが、老人クラブの例会や総会のほか、出張受け付けも行いますので、ご利用ください。

掛け金 360円 / 1口（2口まで加入可）

※保険の詳細は、別途配付している「町民交通傷害保険の案内」をご覧ください。



申込み 住民生活課住民生活グループ（早来庁舎）
 健康福祉課住民サービスグループ（追分庁舎）
 問合せ 住民生活課住民生活グループ ☎22940

▶出張受付◀

月日	時間	会場
3月23日(水)	10:00 ~ 11:30	安平公民館
	13:30 ~ 15:00	遠浅公民館
3月24日(木)	10:00 ~ 11:30	青葉会館
	13:30 ~ 15:00	花園若草会館

小学校新1年生、幼稚園・保育園児には、町費で1口ずつ加入します。

